

# CITIZENS FORUM for RENEWAL

No. 150

2006年10月

(社) 行革国民会議 東京都千代田区麹町2-3 麹町ガーデンビル9階 電話03-3230-1853 FAX03-3230-1852

<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>

E mail address: [gyoukaku@tokyo.email.ne.jp](mailto:gyoukaku@tokyo.email.ne.jp)

— 行革国民会議ニュース —

## 小泉構造改革から安倍新政権へ

安倍新政権が誕生して1ヵ月が経過した。この間、北朝鮮の核実験などの重大事件がおこり、これもあってか、特に中国など近隣諸国との関係修復の端緒が開かれるなど、対外関係はまずまずの滑り出しといえよう。ただし、閣僚や自民党幹部から非核三原則の再検討など不適切・不必要な発言が相次ぐなどそのセンスを疑う事態も生じており、予断を許さない。防衛庁の防衛省への改組も、今の時期に行うことが適切かどうかとも疑わしい。

内政面では、税調会長の首をすげ替えるなどの荒技も見せて、経済成長の維持による増税の実現と将来の増税幅の圧縮に強い意欲を示したことは注目される。このほか、新たな陣容で再出発した経済財政諮問会議も経済の活性化のほか地方への5兆円の税源移譲の方針を打ち出すなど、これまでの小泉構造改革路線の継承と一層の展開をめざすようであり、これについては評価したい。

問題はこうした路線がいつまで継続できるかである。なによりも経済は生き物であり、循環する。今年7月初めに決めた歳出・歳入一体改革では、2011年度の財政基礎収支均衡のために必要な対応額を16.5兆円とし、そのうち11.4~14.3兆円を歳出削減で対処し、残りは増税という計画を立てている。5年間というスパンであるからその間どのようなアップダウンが生じるかはわからないが、景気が一本調子で上昇継続ということは考えにくい。実感は湧かないものの、既に65年から70年にかけて57ヵ月続いた「いざなぎ景気」を超える景気上昇が続いているというのであれば、早晩、下降局面に入ることには覚悟しておかなければなるまい。そうなったときに、歳出・歳入一体改革の方針に狂いが出てくるのではないか。景気が下降局面になったときの歳出削減と増税のダブルパンチはかなりこたえることになる。

一体改革のプランは、所詮、来年の参院選対策にすぎず、それが終われば一挙に増税論あるいは国債増発論になだれ込むという見方もある。参院選の結果やそのときの景気がどうなっているかによるが、もし、そのようなことになるとすれば、5年間の小泉構造改革とは一過性の騒ぎだったことになる。

ずいぶん昔のことになるが、1981年の土光臨調は「増税なき財政再建」をスローガンに掲げて歳出削減に取り組んだ。しかし、不況のなかで補助金の一律削減やゼロシーリングなど予算編成上の工夫は凝らしたものの82年の夏には6兆円の歳入欠陥が明らかになり、鈴木内閣は退陣し、財政再建計画は中曽根内閣のもとで仕切り直しとなった。土光臨調は広範な政策の見直しを提言したものの、財政構造を組替えるまでには至らず、中曽根内閣は不況のもとで公共事業を増額すべきだとの声に押され、小出しに公共事業を増額したあと、87年には5兆円の公共事業拡大を打ち出し、その後のバブル経済の引き金を引いたのである。その始末がごく最近まで続いていたことになる。

土光臨調のあと財政再建の議論が再び行われたのは、1997年の橋本内閣における「財政構造改革会議」においてである。大蔵省は97年度を財政構造改革元年と位置付け、歳出抑制、国債減額に乗り出したが、97年1月に橋本首相を座長とし関係閣僚、与党幹部による「財政構造改革会議」が発足した。小泉政権最後の「財政・経済一体改革会議」と同じような組織である。改革会議は6月に「推進方策」を決定、9月にはそのための「財政構造改革法案」が策定されて、11月末には成立、12月始めに公布施行された。その内容は2003年度までに特例公債からの脱却を目指し、歳出全般の削減を行うというものであり、基本的に土光臨調での作業を再現させたものである。（なお、消費税率は96年4月から5%に引き上げられていた。）

しかし、97年には山一証券の廃業など金融破綻が相次ぎ、経済はさらに落ち込んでいったため、98年5月には「財政構造改革法」を改正し、財政健全化の目標年度を2003年度から2005年度にまで繰り下げ、歳出抑制のペースを緩めるとともに国債発行にも弾力的な対応を行うこととしたが、結局、同年11月には財政構造改革法の凍結が決定、12月に「財政構造改革法停止法」が制定され、幕を閉じた。そのあとの小渕内閣で大判振る舞いが行われ、国債残高は97年3月末の245兆円から2006年3月には527兆へと9年間で倍増したのである。

さて、こうしたこれまでの経験から何を学ぶべきであろうか。ひとつは経済が落ち込んでいるときの歳出削減は非常に困難だということである。さらにいえば、土光臨調も橋本構造改革も歳出削減だけで、増税は組み合わされていなかった。小泉構造改革でも同じである。しかし、これからの歳出・歳入一体改革では、消費税の3%程度の増税が予定されている。困難はさらに倍増すると見なければなるまい。

もう一点は、これらの改革はすべて中央財政の基本構造を前提として、その中で歳出削減を求めるものであった。構造改革という質的改革ではなく、歳出を抑える量的改善策であった。中央集権的な構造を前提とするために、歳出削減は一律削減になり、過酷になるか甘くなるかのどちらかになった。小泉内閣における三位一体改革も、たしかに税源は3兆円移譲されたが、国補補助負担の軽減と抱き合わせになっていて自由裁量の余地のないものが多く、構造改革にはなっていない。安倍内閣では5兆円の税源移譲を目指すということだが、これが同じことの繰り返しにならないようにしなければならない。

財務省はこの財政危機の時に地方に回すカネなどはないといっているが、財政危機だからこそ財政の地方分権を進める必要がある。歳出削減の中央集権的な手法、一律削減などを改め、地方の財政の枠内でその地域にあった歳出削減を進める手法に改める必要がある。財務省が試みた手法はすべて失敗していることを肝に銘ずるべきであろう。中央財政の再建のために地方財政関係費を削減するのではなく、国全体の財政危機を救うために、中央財政関係費そのものを削減し、地方へ移行させることが必要なのではないか。

中央財政を分割し各地方ごとに独自の取組を促進させることが、国全体の財政危機を救う唯一の手段ではないか。そうした地方毎に独自の取組が可能とするように、まず税源を大幅に移譲し、同時に地域間の財政調整を行うことをこれからの基本とすべきであろう。その観点から見て、いま議論されている新型交付税がふさわしいかどうかは大いに疑問である。確かに簡素化にはなるかもしれないが、経済力の弱いところには厳しい結果となり、悲鳴を上げるところが続出するであろう。財政調整は経済力格差を補うためのものであり、その格差は人口と面積の関数ではない。

今後安倍内閣がどのような政策を、特に参院選挙後に打ち出していくかはわからない。しかし、前途は多難であることは間違いない。いわゆる「上げ潮路線」を否定するつもりはないが、それが行き詰まったとき、財務省がそれ見たことかと乗り出して金庫番的な発想で取り仕切る事態にならないよう、いまからそれへの対応を準備しておく必要がある。

社団法人行革国民会議・政策創見ネット21  
小泉改革の検証と次期政権への課題  
-日本の行財政改革の軌跡とその成果を踏まえて-  
【エグゼクティブサマリー】

さる7月21日、標記のシンポジウムが開催されましたので、その概要をお知らせいたします。なお、詳細な記録は国民会議のHPに掲載されております。

基調講演：「小泉時代の「政治の構造改革」と今後の道筋」  
曾根泰教 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

・小泉内閣になって、これまでの自民党の政策路線から大きく政策転換した点として、「財政出動なしの景気回復」、「不良債権処理の問題」、「新自由主義的な政策への転換」が挙げられる。

・「構造改革」の議論には、これまでも、いろいろな議論があった。その中で、マクロ的、中長期的な構造改革の理論化が遅れている。また、「小さな政府」とは本来、「構造設計」の話にたとえば、国は骨格、構造に責任を持って、間取りや内装は民間に任せるということである。つまり、「小さな政府」とは、骨格の鉄骨を抜いたり、柱を細くすることではない。このようなことも踏まえて、構造改革というのはもう一度再定義する、あるいは小泉経験を踏まえたうえでの構造改革論を組み立てることが必要。

・小泉政権で成功したことは、「政治の構造改革」だ。その中でも最大の特徴は、政策決定過程の一元化の問題。竹中時代は、経済財政諮問会議が「改革の司令塔」であった。しかし、与謝野時代になると、その役割が党にシフトしてきている。ここで、改革の司令塔をどこに置くべきかという問題がある。司令塔が複数あっても良いというのは、政治の世界だからありうる。しかし、意思は一本化されるべき。その一体化の進め方は、属人主義的な解決だとその人が代われば、「もうおしまい」となってしまう可能性がある。属人的なものよりもシステム化しておくべき。また、そのときは、党よりも内閣のリーダーシップを基本に制度を設計すべきだろう。

・小泉改革は、必ずしも小泉さんのオリジナルなものではないものが多い。小泉さんにたどり着くのは、郵政改革だけだ。経済財政諮問

会議も橋本行革の成果。しかし、それを使いこなしたのが小泉さんだった。

・日本のマクロレベルの政策課題については、外的にはグローバル化とICT化、内的には、社会の成熟化、少子化や高齢化、財政赤字を前提にした政策を考えなければいけない。

・ポスト小泉改革に向けた論点を挙げれば、「格差論争」「財政・金融論争」、「少子化論争」、「地方分権論争」、「外交安全保障論争」などがある。

・日本の格差問題は、90年代後半から非典型雇用、非正規雇用が拡大したことによるものが大きい。日本の労働分配率は、長期的に見ると、1980年代には低かったが、1990年代になると上がって来ている。この理由のひとつに、不良債権問題もしくは景気の悪化がある。雇用が切れない、給料を下げられない、労働生産性が上がらないという状態で、企業は儲からない仕事をずっとする。そして、労働分配率が上がってしまう。これでは企業は成り立たないということで、正規雇用をカットするというよりも非正規雇用にシフトさせるようなリストラを行った。さらに、アメリカ、中国などの外需がプラスされ、労働分配率は2000年ぐらいを境目にして下がり始める。しかし、このようにして正規雇用と非正規雇用の間に所得格差ができてしまったのである。そこで、検証すべき点は、これは短期現象なのか、それとも今後も長期に続く現象なのかということだ。一時的なもの、つまり、景気が回復すれば、非正規雇用から正規雇用に戻っていくとするならば、それほど大きく心配することはない。しかし、これが長期的に続くのだとすれば、この格差の部分を解決する仕組みを作っておかなければいけない。

政策としては、奨学金を完璧に作ることと、「再教育」のシステムを作ることが重要だ。

- ・現在の歳出削減、増税の議論は、比率や時期の問題だけで、非常に狭い範囲の議論でしかない。そうした狭い議論だけではなく、新しいイノベティブなアイデアを出す必要がある。
- ・少子化はアジア共通の課題。日本が世界に先駆けたアイデアを出すことが重要。政策的には、「補助金型」と男女共同参画などの「環境整備型」の2つの考え方がある。少子化に関しては、何か気休め的なものであったり、やらなければいけないという強迫観念でやっているようなところがある。政策の効果

を検証して、本当に効果がある政策をやる必要がある。

- ・メディアは、ポスト小泉について、「誰が」ということをもっばら取り上げてきた。しかし、どのような政策を重要な政策として採択するのか、だれが「どのような主張」をするのかということが重要。新しい首相の選択というのは新しい政策の選択でもある。政策課題の優先順位のつけ方は、人によって変わってくる。だからこそ、マニフェストが必要。政策課題は山ほどある。そして、こうした政策課題を十分組み込んだうえで論争して欲しい。

**パネルディスカッション：**

「小泉時代の「政治の構造改革」と今後の道筋-改革の継承とイノベーションに向けて」

赤井伸郎 兵庫県立大学経営学部助教授

上村敏之 東洋大学経済学部助教授・政策創見ネット 21 共同代表

曾根泰教 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

田中宏樹 同志社大学政策学部助教授・政策創見ネット 21 共同代表

中里 透 上智大学経済学部助教授

※以下の発言要旨には、あとで行われたディスカッションや会場からの質疑応答・コメントの内容も含めた。

**○道路公団民営化と“政府のリストラ”（中里透（上智大学））**

- ・ゼロ金利政策が解除され、骨太の方針で歳出・歳入一体改革が盛り込まれるなど、政策的には、これまでの「危機対応」のモードから「平時」のモードに向かいつつある。このような環境になると、ゆっくりと物事を考えられるようになる反面、改革をサボりたいという気分になることもある。このことについて、どのような対応をしていくかが重要。

- ・小泉改革の過程で進んだものは「民間部門の構造調整」、進まなかったのは「政府のリストラ」。政府のリストラについて、道路公団民営化のケースはいくつかの教訓を与える。ひとつは、「組織を変えることに、どれだけ意味があるのか」という問題。特殊法人改革をはじめとする「政府のリストラ」は、業務を見直さず、看板の掛け替えに終わっていることが多い。

- ・もうひとつは改革を担当する事務局の問題。

「原案は7分の強み」という言葉があるが、アジェンダを設定することができる人に、議論を左右する力がある。この点からすると、改革の対象になった組織と強い利害関係を有する人たちによって道路公団改革の事務局が運営されたことにはやや問題があるかもしれない。今後の改革においても、経済財政諮問会議をはじめ、改革を推進する体制がどのような形になるかが重要なポイントとなるだろう。

**○公的年金改革-小泉改革の評価と次期政権の課題-（上村敏之（東洋大学））**

- ・これまでの年金改正の特徴は、保険料引き上げて給付をカットするという「逃げ水年金」的な改革が繰り返されており、この点が年金不信の根幹となっている。

- ・小泉改革で行われた2004年の年金改正の内容は、（1）100年間の安定化を図るための有限均衡方式、つまり、積立金を取り崩し、100年間で

負担と給付を安定化させようというものの、  
(2) 国庫負担の段階的引き上げ、(3) マクロ経済スライドの導入などである。財政を安定化させたという意味では大成功であった。しかし、2004 年改正の基本的な制度設計に用いられた人口推計がすでに外れてきているなど、ルールは磐石ではない。

・残された問題は、年金不信が解消されていないこと、保険料の徴収方式で行き詰っていること、年金の保険料率が 2018 年まで、まだ上がっていくことで不安を与えていることである。また、例えば、リスク面では積立金の運用も高いリスクを持っているが、それよりも人口の推計がかなり政治的に左右されてきたということが非常にリスクだ。そのような意味では、国民は、政府が公的年金を持っているということ自体にリスクがあるということ認識すべき。また、今後考えるべき問題のひとつに、高齢者が高齢者を支えるような世代内の再分配の仕組みをどのようにして組み入れていくべきかというものがある。

・積立方式化というのは、少し違うと思っている。現実には、税方式化で縮小化路線をとらざるをえない。具体的には、1 階部分の基礎部分については税方式でやる。2 階部分については将来的になくしてしまったほうがいい。そうすることで、国民全体の経済的かつ政治的なリスクを減らすのではないかな。

・この方式への移行プロセスについて試算をしてみた。一つは、事業主負担部分についてはとりあえず継続して徴収する。ただ、個人部分については縮小していく。2 階建て部分はやめる。ただし、これまでの払い込んでいる部分については、確定して給付する。最終的には基礎年金部分だけが残るが、移行過程でかなり負担が出てくる。その負担部分については事業主部分で残っている事業主部分と、消費税の目的税化、交付国債で対応する。交付国債は、最終的には返せるような仕組みを考える。このプロセスでいけば基本的に大丈夫だという計算結果だ。消費税は年金の、つまり 2 階建て部分廃止のため

の消費税率、増税部分の消費税は 5%。交付国債も毎年 2 兆円ずつ発行して、それを 5 年間、その次の 5 年間は 1 兆円ずつ発行して、将来的に 2060 年の段階で積立金と相殺できる。これは計算上では、実行可能。しかし、社人研の中位推計による人口推計をベースにして計算しているので、低位推計だと少しどうなるかという問題はある。

### ○三位一体改革と評価（赤井伸郎（兵庫県立大学））

・三位一体改革は、「逃げ道」を与えてしまった改革である。国と地方の役割や事業を仕分けした場合に、地方が完全に責任を持つべきものを改革する予定であった。しかし、実質は、数値目標を設定することで、義務教育を入れれば、その目標を達成できてしまうという「逃げ道」を作ってしまった。また、その義務教育についても、折衷案としての事実上の比率変更で、何の裁量も広がらず、実質的には効果がない。

・2006 年に入って、総務省の中でも、大臣と自治財政部局との間にねじれ現象が出てきている。また、ビジョン懇談会と新地方分権構想検討委員会の 2 つの提案が出てきており、三位一体改革後を考える流れになっている。この 2 つの考えは、骨格は同じなのに結論が違うということになっている。新地方分権一括法で国と地方の役割を見直すという流れは一緒。しかし、財政調整については、ビジョン懇談会は調整財源を減らしていくという考えであるのに対し、新地方分権構想検討委員会は調整財源を今後増やしていくという考えで、両者は異なる。また、地方債の在り方について、地方債はもっと市場規律を働かせようというものと地方債は大事だというものとで異なっている。

・今後の改革の方向として私案を述べれば、まず仕分け、つまり国が行う部分と地方が行う部分を分けるということ。分けた部分については、国が責任を持つ部分は曖昧にするのではなく、完全に国が責任を持つべき。地方については、大都市と地方部があるので、地方が個別に持つ

部分と、地方が全体として責任を持つ、つまり地方間で財政調整をする部分を考えることが重要。この効果としては、交付税制度を簡素化したり、政策評価が可能になることが考えられる。また国が責任を持つ部分についても、細かく規制をするのではなく、アウトプットベースで評価し、アウトプットが満たされていれば、その部分についてはお金を十分に与えるようにする。そうすることで、国と地方の間でラインを引いて自己責任を達成することができる。具体的に、国と地方の役割分担をどのように考えるかによって、幾つか案は考えられる。国の責任と地方の責任の分割部分というのは国民が判断すべきだろう。

#### ○郵政改革に関する論点整理（田中宏樹（同志社大学））

・郵政三事業の民営化は、郵貯・簡保ビジネスの持続可能性を考えた場合に、不可避の改革であった。両ビジネスは、（定額貯金等を通じて集めた）資金を、国債・地方債に運用することで成り立っている。収益が出せるのは、預金金利<国債金利となっているためだが、信用リスクが一番低い国債金利が預金金利よりも高いというのは異常であり、米国や英国では預金金利>国債金利となっている。これまでライバルである銀行の預金金利が国債金利よりも低い状況が維持されてきたため、定額貯金の金利も低くできた。今後、デフレが解消し、預金金利が引き上げられれば、郵貯も定額貯金の金利を引き上げざるを得なくなる。銀行は、預金金利を引き上げても、運用の自由度があるので利ざやが稼げる金融商品で運用すればよいが、郵政公社法の中では運用先が国債・地方債にほぼ限定されていたために、預金金利の上昇によって金利の逆転現象が解消すれば、逆ザヤとなって利益が出せず、苦しい経営状況に追い込まれる可能性があった。350兆円もの巨大な資金を抱えていること自体が、郵貯・簡保にとって最大のリスクであった。民営化という手法を使いながら、その預金あるいは保険金の金額の規模を縮小さ

せる戦略をとることが重要であり、郵政改革は少なくとも郵政公社の中で金融部門が生き残るために必要不可欠であった。

・郵貯・簡保が、経営の自由度を完全に確保した真の民間金融機関企業となるためには、（国債を買い続けることでこれまで担ってきた）財政資金の大口提供者としての役割から徐々に撤退していかなければならない。しかし、財政資金に対する需要が急には低下しない中で、郵貯・簡保が国の主たるファイナンス役から撤退してしまうと、国債市場が大きく混乱する可能性が高い。それには特効薬はなく、歳入・歳出一体改革、あるいはプライマリーバランスの赤字を解消していくプロセスの中で、国や地方の財政資金の需要を引き下げていくことが必要である。また、2017年の完全民営化への移行後も、持ち株会社が郵貯や簡保の株式を連続保有できることなど、事業会社間でのリスク遮断が必ずしも徹底されていない点は、課題として残る。

#### ○曾根氏のコメント

・国債や年金の問題など、将来世代に先送りしている問題において、将来世代に対して責任を持つためには、どのような仕組みで考えれば良いのか。これは民主主義のシステムで今まで処理してこなかった。高齢者が増えてくると、投票において高齢者が増える。しかし、将来世代は有権者ではない。まして生まれてきていない世代は、民主主義の中で全く発言権がない。このように世代間の問題は、民主主義システムの中で簡単に解決できる問題ではない。このインターテンポラル（intertemporal）な世代間の問題は、小泉改革では十分整理されていなかった。これまでの話は共通して、将来世代に先送りしてしまっている問題として集約できる。

#### ○規制改革と公務員制度改革（並河信乃（社団法人行革国民会議））

・小泉内閣以前に、経済的な規制について粗ごなしはできた。小泉内閣では、構造改革特区や指定管理者制度、公共サービス改革法など、官

製市場、つまり農業・教育・医療・福祉といった分野や官業そのものの民間開放などの遅れていた部分に集中的にラッシュをかけた印象が強い。また、最近の論調に、規制緩和が格差を生んだという議論がある。しかし、階層の固定化のほうが問題。その点では、規制がまだ不十分だからそのような固定化が行われているという議論もある。

・公務員制度改革については、行政改革推進法の中に、公務員制度改革がもう一度盛り込まれて、労働基本権や人事院制度というものを議論するということが書き込まれており、もう一度スタートラインに着いたという状況。

・規制改革と公務員制度改革の2つには、共通する部分がかなりある。それは、これからの公共サービスというものは一体だれが担って、どのような仕組みでやっていくのか、という問題。「新しい公共」という議論が行われているが、必ずしも理論的に進んでいるわけではない。

#### ○財政赤字に関する議論でのコメント

・現時点では赤字を埋めるために財政をどうするかということを考えるのではなくて、非効率な支出が行われているものをどう効率化していくかという観点から歳出改革を重点的に行っていくほうが良い。歳出をどう切っていくかを考えるときには「負債による規律づけ」というアイデアがあって、そのような規律付けを活用することも一つの方法（中里）

・社会保障では、将来世代へのツケ回しをどう考えていくかという点が重要。（上村）

・地方財政では、「自己責任」と「規律付け」がキーワードになる。つまり、自己責任を持たせるためには、自分で頑張るというインセンティブが重要。規律付け、つまりコミットメントなりルールを決めて、それを守らない場合は誰かが責任を取る、というようなルール作りが重要。（赤井）

#### ○少子化に関する議論でのコメント

・福祉国家型の社会保障は、高齢者に対して比

重をかける。これが少子化問題を生んでいる。高齢者向け社会保障と少子化というのはセットにして考えることが重要。また、都市をコンパクトにしていくなど、少子化になることを前提にした制度作りが重要。（上村）

・いろいろなマクロの計量モデルを見ると、少子化が進むと1人当たりの所得水準はむしろ上がる方向に働く。ただし、その場合に、ネズミ講的なシステムになっている公的年金が破たんするリスクは高まる。（中里）

・少子化については、結婚後に子どもを産んでいる比率の低下よりも、婚姻率が自体が下がっていることの方が、重要な要因なのではないか。（田中）

#### ○教育問題についての議論でのコメント

・教育によって解決できる部分と解決できない部分はあるが、ジェネレーショナルなチェンジというのは教育でしかできない。大きな社会変化、例えばグローバル化があって社会変動に対応するために、個人のリスクをどのようにして吸収するかというと、教育というシステムがそれを吸収するという形で解決するしかない。（曾根）

・成長の源泉として、人間の数そのものは問題ではない。重要なのは、人的資本をどのようにして形成していくかということ。社会人になってからの教育を含め、教育の再生を考える。経済成長のカギはやはり教育に尽きるのではない。（中里）

・国が「こうしなさい」というのではなく、その部分のお金は与えるけれども、最低限を超えた部分については、地方が自己責任でやっていく。特に地方ごとにやはりこの成熟化した社会では差が出てくるのかなということで、すべての問題というのはやはり今後の国と地方の関係ともかかわってくる。（赤井）

#### ○不良債権処理についての議論でのコメント

・引き当てを商法規定どおりやったら銀行はつぶれてしまう。だから引き当てをどのように算

出するかというと、株や土地の「益出し」ができる部分だけで算出してきた。これは本末転倒の議論。そこを一応食い止めたというのが、柳沢さんから竹中さんへ変わったところだった。

(曾根)

・すでにできてしまった債務をどう処理するかという問題も重要だが、新たに追い貸しのようなことをしないということも大切。新たに追い貸しをしないというコミットメントが、金融の場合はひとまずできた。(中里)

#### ○地方財政のストック面の問題についての議論でのコメント

・総務省が保証してしまっているのだから、いつまでもズルズルに延びてしまう。だからここを、どのように規律していくかが問題。(曾根)

・今でも、事実上の追い貸しを交付税で行っている。そこで、追い貸しをしないようなコミットメントができるようなシステムに地方財政の仕組みに変えていかないといけない。(中里)

・現在の財政再建団体制度では、金融機関に「追い貸し」をさせないインセンティブが働かない。また、今の総務省方式のバランスシートは不十分であり、一体どの自治体がどれだけ資産を持っているかというのはよく分からない仕組みになっている。だから、今の自治体の持っているバランスシートで格付という話は、少し疑問だ。(上村)

・国から地方へのトランスファーを前提にして、バランスシートを作っていることにどの程度意味があるのか。(田中)

・今後の改革について、国と地方が役割分担をすると言うことは、地方の役割は自己責任で行うということなので、当然に地方債も改革されていく。そのためにもバランスシート改革は必要であるが、役割分担がまだまだ曖昧なため、実際にストック情報を有効に利用する段階までは進んでいない。(赤井\*)

\* 総括質疑の時間帯は、別件にて退席をされていたため、後日、該当の質問に対する回答をE-mailにていただいた。

さる7月21日の総会で、2005年度事業報告と2006年度事業計画、2005年度決算および2006年度予算が承認されました。また、6月末の役員も今後2年間引き続き留任と云うことになりました。以下、その内容をご報告します。

2005 事業年度

### 社団法人行革国民会議事業報告

2006年7月21日  
第34回定時総会

2005 事業年度(2005年7月1日から2006年6月30日まで)における社団法人行革国民会議の活動は次の通りである。

#### 1 構造改革特区推進会議の運営

国民会議では2003年8月に86市町村長の参加の下に構造改革特区推進会議を立ち上げた。その狙いは、特区の実験を通じて地方分権の推進、政策のイノベーションを実現するところにある。特区推進会議3年目の2005年度活動は、以下のとおりである。

## 1 会合の開催

### ① 首長レベルの会合

2005 年

4 月 27 日 第 3 回総会と村上大臣との懇談会

9 月 2 日 松本英昭地方制度調査会小委員長との懇談会

2006 年

2 月 3 日 中馬大臣との懇談会

特区推進会議では、歴代の担当大臣との意見交換・懇談会を開催してきており、第 4 代の中馬大臣との意見交換を 2 月に開催した。2005 年は総選挙のあと 9 月に第 3 次小泉内閣が発足し、特区・地域再生担当大臣として中馬大臣が就任したが、行革推進法案の準備等が緊急課題となっていたため、新大臣との意見交換会は年明けに繰り下げたものである。大臣とは予定されている特区法改正をにらんで、制度運用の改善を巡って意見交換を行った。

また、9 月の松本英昭地方制度調査会小委員長との懇談会では、今後の特区制度の課題として権限移譲問題が最重要であるとの点で意見が一致した。

なお、首長レベルの会合は年度内 4 回開催を予定していたが、日程調整が難しく、3 回の開催にとどまった。首長間での意見交換をいかに活発にしていくかが課題となっている。

### ② WG

2005 年

4 月 13 日 教育・農業・都市再生・医療福祉・自治制度 WG 合同会議

6 月 2 日 都市計画関係研究者との意見交換会（農業・都市再生合同）

10 月 18 日 教育・農業・都市再生・医療福祉・自治制度 WG 合同会議

12 月 2 日 特区法改正検討会

12 月 20 日 特区法改正検討会

2006 年

1 月 17 日 教育・農業・都市再生・医療福祉・自治制度 WG 合同会議

推進会議では、これまで 5 つの WG を設け、特に発足直後の初年度には 5 つの WG を 2 日ばかりでそれぞれ開催するやり方をとってきたが、2004 年度からは大体の様子も見えてきたので、合同会議の形をとり、今後取り組むべき重点分野を中心に意見交換を進めている。合同会議では午前・午後とメンバー間で意見交換を行った後、最後のセッションでは特区推進室の担当官との意見交換を行ってきた。2005 年度もこの形態を踏襲してきたが、年末には特区法改正問題が浮上してきたので、少人数による検討会を 2 回開催し、特区推進室と意見交換を行い、2006 年 1 月には各 WG の合同会議を開催して、2 月の中馬大臣との意見交換会を念頭に、推進会議としての意見のとりまとめを行った。

WG はメンバー間の意見交換の場として、また、推進室の幹部との意見交換の場としての役割を果たしてきたが、今後、問題解決のためにさらに機能を強化することが求められている。

### ③ 「構造改革特区研究会」の設置

2004 年 7 月の東大工学部の大西教授との懇談会を機会に、都市計画関係の若手研究者による特区研究会を設けることになり、9 月から活動を開始した。メンバーは首都大学東京、東京大学、芝浦工大、工学院大学、駒澤大学など講師・助手クラスの 7 人である。

2005 年度には、これまでの検討結果を形にする作業に取りかかり、その成果を「季刊まちづくり」9

号、10号に「まちづくり構造改革特区の研究」として発表、さらに日本都市計画学会の機関誌「都市計画」の2005年12月号にもそのエッセンスを「構造改革特区の成果と都市計画・まちづくり」として発表した。研究会では、2006年度以降もさらに研究を継続していく予定である。

また、この研究会の作業と平行して、事務局ではこれまでの特区提案などを一覧できるデータベースの構築を行い、行革国民会議のHPにアップしている。

## 2 資料の作成とHPでの一般公開

首長会議やWGなどの会合開催後は、議事録、提出資料は各会員の窓口担当者にメールで送付し、また、行革国民会議のHP (<http://www.mmjp.or.jp/gyoukaku>)にも掲載し、誰でも自由に閲覧できるようにしてある。また、データベース「これまでの特区・地域再生提案と回答一覧」も逐次アップデートするとともに、改善を進めている。2005年度に作成した資料のうち、主なものは次の通りである。

### \* データベース「これまでの特区・地域再生提案と回答一覧」

累次の特区・地域再生提案とそれに対する各省庁の回答は推進室からPDFファイルで公表されている。しかし、それぞれの表はきわめて見にくく、さらに検索・集計や加工ができないので、これを検索・集計などが容易なExcelファイルに転換。さらに、第1次提案から通して検索できるように表形式などを統一してHP上で発表した。これにより、たとえばこれまでCとなった提案の一覧表や、都市計画法の提案一覧、あるいは特定の自治体の提案一覧などが瞬時に作成できるようになった。

### \* 特区項目の推移（第1次～第8次提案）

これまで認められた規制の特例措置の一覧とそれを利用した特区の一覧。併せて、全国展開の状況を書き込んだ。

### \* 特区一覧（第1次～第9次）

これまで認定された特区一覧。それぞれの規制の特例措置とともに、その全国展開に伴い廃止されるものには印を付した。

### \* 権限移譲に関する特区・地域再生提案

権限移譲についての特区・地域再生提案とそれに対する政府の対応状況の一覧表。

### \* 構造改革特区制度の見直しについて

中馬大臣との懇談会に提出した資料。特区法改正に関するWGでの検討を踏まえて作成したもの。

## 3 HPへの掲載

2003年度から特区推進会議のコーナーを行革国民会議のHPに設け、会議議事録、作成資料などすべて公開し、会員に限らず誰でも閲覧できるようにしてある。

## 4 会員数

2003年8月の発足時には86自治体が参加していたが、その後市町村合併その他の理由で2005年度期首での会員数は73となった。

## 5 活動期間の延長

2003年8月に発足した時、特区推進会議の活動期間はとりあえず3年間とし、その後についてはその時点で検討することとした。2005年度はその最後の3年目の年にあたるため、2005年秋に各メンバーの意見を求めたところ、活動を強化して継続すべきだとの意見が殆どであった。また、5市からは新たに参加するとの意志も表明され、2006年2月の首長会議で、2006年度から2年間、さらに活動を継続するこ

とを決定した。2006年度期首の参加自治体は58自治体である。

## 6 役員の改選

2005年4月に掛川市長に戸塚伸也氏が就任されたことに伴い、推進会議の代表を新たに選出することになり、8月に岐阜市長の細江茂光氏が代表に、太田市長の清水聖義氏が副代表に就任することになった。

## 2 土光臨調から小泉改革までの行政改革の文献整理と目録作成

行革国民会議には土光臨調以来の行革関連の議事録、提出資料、関係書籍、雑誌論文、新聞記事等々が保管されているが、その全体の整理は出来ていない。小泉構造改革に続いて、どのような改革を進めていくべきかとの議論が始まっている状況の下で、これまでの行革関連の議論を整理し、今後の教訓としていく必要性は高い。さらに、各所にあるはずの土光臨調以来の諸改革に関する文献・資料も時間の経過と共に処分され、散逸しかかっている。

そこで、国民会議ではトヨタ財団、JR東日本の協力を得て、国民会議内の資料だけでなく、広く各所に散在しているこれまでの諸資料・文献の目録を作成し、そのありかを確定させる作業を2005年4月から開始した。目安としては、3年間で作業を完成させる予定である。作業には中央大学政策文化総合研究所準研究員の矢尾板俊平氏が参加することになった。

初年度の2005年度には、JRなど3公社、特殊法人等の民営化関係の資料収集と目録作りに取りかかり、臨調事務局で民営化問題を直接担当された佐々木晴夫・前東北文化学園大学副理事長、田中一昭・拓殖大学教授を中心に、松原聡・東洋大学教授も参加して研究会を開催し、これまでの改革のポイント、その意義等々についての確認作業を行った。

さらに財政再建問題についての大まかな整理にとりかかり、税制改革や主要政策課題の整理に入っているところである。また、こうした作業を進めるために、若手研究者のグループの参加を依頼しているところであり、そのグループとの共催でシンポジウム「小泉改革の評価と次期政権の課題」を7月に開催することにした。

## 3 調査報告：公共サービスへの民間参入

規制改革・民間開放推進会議を中心に「市場化テスト」の検討が進められているが、その問題の全体像の把握のために、公共サービスへの民間参入に関するこれまでの日本での検討の経緯や、イギリス、アメリカなどの諸国における事例、NPMの得失などについての情報やデータの整理を2005年初頭から開始、10月に最終的なまとめを行った。

## 4 その他の日常的活動

### ① 第33回総会の開催

2005年8月19日、第33回総会を開催し、2004年度決算を承認した。

総会議事終了後、関西経済連合会理事・経済産業本部長から、関西経済連合会が中心となって関西圏の自治体、経済界と共同で進めてきた「関西分権研究会」の報告を中心に「関西がめざす分権改革・地方自治」についての話をうかがった後、意見交換を行った。

### ② 「この1年間の行革の歩み」2005年度版の発表

2005年12月、「この1年間の行革の歩み」（2005年度版）を作成し、会員に配布した。これは、行革国民会議が作成している行革関連新聞記事データベースから、主要項目毎に記事を検索し、それを年

表形式にまとめ、簡単なコメントをつけたものである。1988年に現在の形式で作成するようになってから18冊めの発表となる。なお、2005年度版の発行は、予定より3ヵ月以上遅れる結果となった。

### ③ 会員懇談会

2005年度は、8月の定時総会以外に、会員懇談会は開催されなかった。

### ④ 「市民立憲フォーラム」への参加

改革をめざす多くのグループの関係を図るとともに、それを具体的な改革に結びつけていくために、国民会議と全国市民運動センターが共同事務局となって、97年5月9日に市民立法機構が発足したが、憲法問題を議論するために市民立法機構は2004年4月に「市民立憲フォーラム」を立ち上げ、市民の立場から憲法を考えていくことにした。

市民立憲フォーラムはほぼ月1回のペースで議論を進め、2005年5月、提言書「市民立憲案2005—いま、みなさんと話し合いたいこと」をまとめて公表した。

2005年度は、さらに残された問題を議論するためにほぼ月1回の割合で「フォーラム」を開催、06年4月には「フォーラム」の事務局長である安藤博・東海大学平和戦略国際研究所教授が「市民の安全保障」（市民立法機構 CIVICS 5）を発刊した。

市民立憲フォーラムの活動については <http://www.citizens-i.org/kenpo/> を参照されたい。

### ⑤ 行革関連新聞記事データベースの作成

1981年の臨調発足以来、新聞記事のクリッピングを行っているが、そのデータベース化を87年12月から開始し、2006年6月末で18年半の蓄積となり、件数にして約19万件のデータが蓄積されている。その一部は主要項目毎に年表形式に整理して、毎年、「この1年間の行革の歩み（民間版行革白書）」としてとりまとめて発表するとともに、ホームページにもオリジナルデータと年表双方を掲載している。

なお、新聞記事は収集してあってもデータベース化していない1981年から87年までの分についても、データベース化することを検討中である。

### ⑥ 国民会議ニュースの発行

国民会議の機関紙である「Citizens Forum for Renewal」は、2005年8月号で149号となったが、その後、発行は休止している。なお、構造改革特区推進会議関連の議事録や提出資料などは、国民会議のホームページに掲載している。

### ⑦ その他の日常活動

民間の立場から行革全般に対してウオッチしている専門組織として、行革国民会議に対する新聞・雑誌等の取材は多い。また、シンポジウムや政党・市民団体の勉強会などにも参加した。

このほか、2000年3月からイマジジン出版社の「実践自治：Beacon Authority」の編集に参加、さらに2001年10月に創刊された地域経済関係の雑誌「コロンブス」の編集にも参画している。

## 5 会員ならびに役員

2006年6月30日現在、正会員は71名、維持会員は39社（団体）である。2005年度には役員改選は行われなかった。

以上

## 1 基本方針

① 1983 年 7 月に行革国民会議が任意団体として発足して以来、23 年が経過した。89 年 7 月には社団法人に改組したが、そのときからも 17 年が経過している。設立のときと比べ状況は大きく変化しており、行革の議論を絶やさぬようにとの会の設立趣旨はほぼ達成された。

② 国民会議では、現在、構造改革特区推進会議を運営しているほか、05 年度から 3 年計画で「土光臨調から小泉改革までの行革関連資料・文献の収集・整理事業」を進めているので、これらのプロジェクトが終わる 2007 年度末までは現行体制のまま活動を継続していくこととし、その後の体制についてはその時点までに結論を出すこととする。

## 2 2006 年度の活動目標

- ① 土光臨調から小泉改革までの総括を行い、今後の課題を抽出する。
- ② 構造改革特区制度・地域再生制度を地方分権推進の立場からの充実させる。
- ③ 国・地方合わせた財政構造改革のシナリオをつくる。
- ④ 行革関連データベースの充実
- ⑤ 情報発信能力の強化

## 3 取り組むプロジェクト

- ① 土光臨調以来の行革の文献、資料の整理と解題  
主要項目ごとに文献、資料を蒐集し、整理し、それぞれの意味づけを行う
- ② 構造改革特区推進会議  
自治体が参加する構造改革特区推進会議の運営に携わり、分権推進の立場から制度の充実。改善を図るとともに、これまでの特区制度についての中間的総括を行う。
- ③ 財政構造改革と連邦制の研究  
90 年の「地方主権の提唱」、94 年の「日本連邦基本構想」「地方財政改革試案」を見直し、財政構造改革と地方分権・連邦制とを組み合わせた新たな提案を 2007 年度中にとりまとめ、これまでの国民会議の活動の集大成とする。
- ④ 行革関連新聞記事データベース  
89 年から始めた行革関連新聞記事データベースの作成に取り組むとともに、81 年から 88 年までの空白期のデータベース化を検討する。
- ⑤ 情報発信能力の強化  
かつて国民会議の HP 上に「行革寸評」や「地域ニュース」を掲載していたときには、かなりのアクセス数があった。「地域ニュース」の復活は人員の都合上難しいが、その時折の出来事に対する「寸評」のコーナーは復活させ、情報発信能力を高めていきたい。

#### 4 外延的活動の推進・強化

- ① 構造改革特区推進会議（前出）の運営
- ② 市民立法機構・市民立憲フォーラムとの連携
- ② 自治体政策雑誌「BeaconAuthoirity」（イマジン出版社）の編集
- ③ 地域経済雑誌「コロブス」（東方通信社）の編集

### 2005 年度決算ならびに 2006 年度予算

2006 年 7 月 21 日  
社団法人行革国民会議

(単位:円)					
(1) 収入の部	2005 年度予算	2005 年度決算	対予算増減	2006 年度予算	対決算増減
科目					
<b>会費収入</b>	<b>10,950,000</b>	<b>10,148,000</b>	<b>-802,000</b>	<b>9,300,000</b>	<b>-848,000</b>
正会員会費	450,000	348,000	-102,000	300,000	-48,000
維持会員会費	10,500,000	9,800,000	-700,000	9,000,000	-800,000
<b>事業収入</b>	<b>19,140,000</b>	<b>5,970,000</b>	<b>-13,170,000</b>	<b>6,000,000</b>	<b>30,000</b>
<b>寄付金収入</b>	<b>0</b>	<b>12,000,000</b>	<b>12,000,000</b>	<b>12,000,000</b>	<b>0</b>
<b>繰越金収入</b>	<b>127,041</b>	<b>356,527</b>	<b>229,486</b>	<b>152,193</b>	<b>-204,334</b>
<b>利息収入</b>	<b>0</b>	<b>23</b>	<b>23</b>	<b>0</b>	<b>-23</b>
<b>雑収入</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>引当金の取り崩し</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>収入合計</b>	<b>30,217,041</b>	<b>28,474,550</b>	<b>-1,742,491</b>	<b>27,452,193</b>	<b>-1,022,357</b>
(2) 支出の部					
科目					
<b>事業費</b>	<b>19,950,000</b>	<b>18,100,162</b>	<b>-1,849,838</b>	<b>17,090,000</b>	<b>-1,010,162</b>
<b>会議費</b>	<b>500,000</b>	<b>115,586</b>	<b>-384,414</b>	<b>1,150,000</b>	<b>1,034,414</b>
会員討論会	300,000	55,555	-244,445	250,000	194,445
総会・理事会等	200,000	60,031	-139,969	900,000	839,969
<b>研究調査費</b>	<b>11,250,000</b>	<b>10,253,912</b>	<b>-996,088</b>	<b>10,400,000</b>	<b>146,088</b>
研究調査	9,000,000	8,370,896	-629,104	8,500,000	129,104
データ入力	2,250,000	1,883,061	-366,939	1,900,000	16,939
<b>会報発行費</b>	<b>200,000</b>	<b>58,238</b>	<b>-141,762</b>	<b>100,000</b>	<b>41,762</b>
<b>資料購入費</b>	<b>300,000</b>	<b>232,896</b>	<b>-67,104</b>	<b>240,000</b>	<b>7,104</b>
<b>市民立法機構協力費</b>	<b>200,000</b>	<b>0</b>	<b>-200,000</b>	<b>200,000</b>	<b>200,000</b>
<b>HP刷新</b>	<b>2,500,000</b>	<b>2,500,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-2,500,000</b>
<b>特区・地域経済</b>	<b>5,000,000</b>	<b>4,939,530</b>	<b>-60,470</b>	<b>5,000,000</b>	<b>60,470</b>
<b>管理費</b>	<b>10,260,000</b>	<b>10,222,195</b>	<b>-37,805</b>	<b>10,360,000</b>	<b>137,805</b>
<b>事務所経費</b>	<b>4,400,000</b>	<b>4,508,524</b>	<b>108,524</b>	<b>4,600,000</b>	<b>91,476</b>
<b>人件費</b>	<b>5,800,000</b>	<b>5,687,481</b>	<b>-112,519</b>	<b>5,700,000</b>	<b>12,519</b>
<b>什器・備品</b>	<b>50,000</b>	<b>4,200</b>	<b>-45,800</b>	<b>30,000</b>	<b>25,800</b>
<b>雑費</b>	<b>10,000</b>	<b>21,990</b>	<b>11,990</b>	<b>30,000</b>	<b>8,010</b>
<b>特定預金支出</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>予備費</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>会費未収処理</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>次期繰越金</b>	<b>7,041</b>	<b>152,193</b>	<b>145,152</b>	<b>2,193</b>	<b>-150,000</b>
<b>支出合計</b>	<b>30,217,041</b>	<b>28,474,550</b>	<b>-1,742,491</b>	<b>27,452,193</b>	<b>-1,022,357</b>

